

地方自治体におけるこども政策に関する連携体制の事例把握調査

令和4年4月15日

調査趣旨:こども政策に関して、「こどもまんなか」行政を進めていくにあたり、地方自治体におけるこども政策に関する部局間の連携のあり方について取組事例を収集・把握するもの。調査結果については、令和4年夏頃にとりまとめの上、地方自治体における令和5年度以降の体制の検討に資するよう情報提供予定。

(1)調査対象:47 都道府県、20 指定都市、62 中核市、東京都 23 区（左記は悉皆）

70 市区町村(左記は抽出) ※人口規模と自治体数は以下のとおり

<人口 20 万人以上>	5自治体
<人口 10~20 万人>	20自治体
<人口 5~10 万人>	18自治体
<人口 1~5 万人>	19自治体
<人口 1 万人未満>	8自治体

(2)調査時期:令和4年4月1日現在。実施期間は令和4年4月~5月

(3)調査方法:都道府県、指定都市の青少年育成行政主管課にメールで依頼(市(指定都市を除く)区町村には都道府県から依頼)。回答様式はエクセル。

(4)調査事項:

①子ども政策に関する関係部局間の連携等についてお聞きます。

(補足)

*ここでいう「子ども政策」とは、広く、子どもや若者に関する政策をいう。具体的には、青少年育成、子どもの貧困、少子化対策、児童虐待、母子保健、障害児支援、放課後児童クラブ、保育所、認定こども園、幼稚園、学校教育等に関するものを想定しています。

参考:子ども政策の推進に係る有識者会議報告書(令和3年11月29日)

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo_seisaku_yushiki/index.html

①-1 子ども政策に関して、関係部局間の連携について運用上で工夫していることはありますか。(複数選択可)

選択肢 ア:子ども政策に係る関係部局を集めた会議を実施

→会議を実施している場合、

- －会議名(記述式) ()
- －会議開催事務局を置いている部局(記述式) ()
- －会議構成員(記述式) ()
- －開催回数(令和3年度)(記述式) ()回

*ただし、法定されている以下の会議は除く(別調査で把握済みであり調査の負担軽減のため)

- ・総合教育会議(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第1条の4)
- ・要保護児童対策地域協議会(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第25条の2)

選択肢 イ:子ども政策に係る関係部局について人事上の配慮(併任等)

→人事上の配慮をしている場合は、その具体的な工夫をご回答ください。(記述式)
()

選択肢 ウ:その他(自由記述)

①-2 子ども政策に関して、地方自治体の組織体制の面で工夫していることはありますか。(複数選択可)

選択肢 ア:子ども政策に係る関係部局をとりまとめる司令塔部局／総合調整部局を設置

→設置している場合、

－当該部局は、首長部局か教育委員会のどちらに置かれていますか。(選択式)

A 首長部局／B 教育委員会

－部局名を教えてください(記述式) ()

(補足)

*ここでいう「司令塔」、「総合調整」とは、単に政策をとりまとめて文書化する程度の場合を含みません。関係分野間の調整や連携、施策の企画立案などを主導的に担うことを想定しています。なお、子ども政策に特化した部局を置くだけでなく、子ども政策に関する司令塔部局を決めている場合も含まれます。

選択肢 イ:こども政策の所管を集約

→集約している場合、

－(1)全部集約している／(2)一部集約している (選択式)

－集約した部局(以下「当該部局」という。)は、首長部局か教育委員会のどちらに置かれていますか。(選択式)

A 首長部局／B 教育委員会／C 一部は首長部局、一部は教育委員会

－部局名を教えてください(記述式) ()

－当該部局が担う業務を教えてください。(該当業務の欄に○をつけてください。集約部局が二か所ある場合は、○と●で区別するなど、わかるように記入してください。)(選択式+自由記述)

	首長部局	教育委員会
a こども政策の総合調整		
b 青少年育成		
c こどもの貧困		
d 少子化対策		
e 児童福祉		
f 母子保健		
g 障害児支援		
h 放課後児童クラブ		
i 保育所		
j 認定こども園		
k 幼稚園		
l こどものいじめ		
m その他(自由記述)		

(補足)

*ここでいう「集約」とは、必ずしも全ての業務を担っている場合に限らず、その一部を事務委任・補助執行している場合も含まれます。

(例)

・首長部局の一つの部局に、

－児童福祉行政、母子保健行政、青少年育成行政、幼稚園行政等を集約(例:a,b,c,d,e,f,g,h,i,j,)

－児童福祉行政、母子保健行政、青少年育成行政等を集約(例:a,b,c,d,e,f,g,h,i,j)

－児童福祉行政、母子保健行政、幼稚園行政等を集約(例:d,e,f,h,i,j,k)

・教育委員会に、

－学校教育行政、児童福祉行政、母子保健行政、青少年育成行政等を集約(例:a,b,c,d,e,f,g,h,i,j,k,l)

－学校教育行政と、児童福祉行政／母子保健行政／青少年育成行政等(のいくつか)を集約(例:d,e,f,h,i,j,k,l)

－幼稚園、保育所、認定こども園行政を集約(例:i,j,k)

選択肢 ウ:その他(自由記述)

②こども政策に関して、NPO や民間との連携や人材交流は行っていますか。(選択式)

A 行っている／B 行っていない

→ A 行っている を選択した場合、具体的な取組を教えてください。(記述式)

()

(補足)

* ここでいう「連携や人事交流」とは、地方自治体のこども政策に関するアドバイザーや職員(参与等)として連携等を図っているかを想定しています。単に会議の構成員や、事業の委託先になっているという場合は含みません。

③こどものいじめの問題に関して、首長部局としての取組についてお聞きします。(選択式)

③-1 首長部局において、いじめの問題に取り組んでいる部局を選んでください。(複数選択可)

選択肢ア : 私学担当部局(私立学校におけるいじめの問題)

選択肢イ : 青少年育成担当部局

選択肢ウ : 児童福祉担当部局

選択肢エ : 人権相談担当部局

選択肢オ : いじめの問題について特別に設けた部局

選択肢カ : その他(自由記述)

③-2 当該部局の具体的な取組を教えてください。(選択式(複数選択可)+自由記述)

a こどものいじめに特化した相談窓口の設置・充実

b いじめを含めたこどもの相談等の窓口(人権相談、福祉相談等)の設置・充実

c 私立学校におけるいじめ問題への対応

d 重大事態の再調査(いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号)第 30 条第 2 項、第 31 条第 2 項)

e いじめの問題への対応にあたり、関係機関間の情報共有等の枠組み(要保護児童対策協議会、子ども・若者支援地域協議会等)の活用

f いじめの問題の背景にある課題への対応

g 地方いじめ防止基本方針(いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号)第 12 条)の策定に関する事務局の担当

h いじめ問題対策連絡協議会(同法第 14 条)の事務局の担当

i その他(自由記述)()

→相談窓口を設けている(a,b を選択した)場合、年間の相談件数を記入してください()
() (件程度)

③-3 当該部局において、いじめの問題に関し、運用上で工夫していることはありますか。

a 教育委員会との連携の促進

b 警察との連携の促進

c 法務局や地方法務局との連携の促進

d その他(自由記述)()

④こども家庭庁(*)の設置に伴い、地方自治体の組織改編を検討しますか。(選択式)

A 検討する／B 検討しない／C わからない

* 令和4年2月25日に閣議決定された「こども家庭庁設置法案」では、こども家庭庁の設置は令和5年4月1日からとされている。法案は第 208 通常国会に提出中。

⑤地方自治体の機構図(本調査票とともにご提出ください)

(補足)

* 既存のもので構いません。可能であれば、こども政策関係部局を赤枠で囲むなどしてください。

⑥自由記述(こども政策の遂行にあたり課題と感じていること、こども家庭庁に期待することなど、自由に記入ください)

()

⑦本調査回答部局(課)名(首長部局か教育委員会かもわかるように)、連絡先(メールアドレス、電話番号)(記述式)